

旧吹上浜キャンプ村に関する有効活用民間提案制度 実施要領

1 事業の目的

本市では、「市有財産利活用基本方針」に基づき、市が所有する財産について、民間事業者等の皆様から広く意見や提案を募り、市有財産の適正な管理と公平公正で透明性の高い有効活用を推進しています。

今回対象となる旧吹上浜キャンプ村は、平成7年にオープンし約20年間、地域振興の拠点として利用されてきましたが、利用者の減少等により平成26年4月をもって廃止され、その後は活用されていない状況にありました。

本市では、日本三大砂丘・吹上浜を臨む豊かな自然環境に恵まれた旧吹上浜キャンプ村において、市木・クロマツを活用した事業により、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、市民が森林に触れ合う機会の創出、吹上エリアの魅力向上及び関係人口創出に繋げるためアイデアやスキーム等を募集し、もって、当該資産の利活用を推進することを目的としています。

2 対象資産

- (1) 名称 旧吹上浜キャンプ村
- (2) 住所 日置市吹上町中原字潟 1352 番地 24 他 18 筆
※その他詳細は別紙「物件詳細」のとおり

3 事業概要

- (1) 方式（契約方法）
 - ア 土地 有償貸付
 - イ 家屋 無償譲渡又は無償貸付
- (2) 土地の貸付料
事業者からの提案とします。
- (3) 協定期間（予定）
令和6年5月14日から令和17年3月31日まで
- (4) 契約期間（予定）
 - ア 設計 令和6年5月14日から7月31日まで
 - イ 施工 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
 - ウ 運営 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで※ 実際の期間については、事業者からの提案及び協議により決定します。
- (5) 貸付期間
10年以上の事業定期借地で事業者からの提案とします。

(6) 事業内容

設計、施工、運營業務など貸付期間に実施される事業全ての一括した提案を求めます。

(7) 事業実施における条件

ア 吹上エリアの魅力向上及び関係人口創出に繋げるため、長期的な事業運営を行うこととし、本市の求めに応じ、適宜運営改善等の対応を行うこと。

イ 事業を実施する際は、日置市内に住所を置く個人・法人等の活用に努めること。

4 施設整備に係る費用について

本市が負担する費用の上限額は、70,000千円（令和6年度）（消費税及び地方消費税を含む。）です。

なお、本市の負担は設計、施工に係る費用であり、森林環境譲与税を活用予定です。また当該負担は、本市議会において予算可決されることが前提となります。

※令和7年度以降についても、提案事業に対する追加施設整備及び災害等による大規模修繕などに森林環境譲与税を活用できる可能性があります。令和7年度以降の財源活用が提案の前提となる場合は、企画提案書等により事業計画を示してください。

<参考>

森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条により、次の施策に要する費用に充てることとされていますので、これらの使途の範囲内で提案してください。

(1) 森林の整備に関する施策

(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

詳しくは、以下の林野庁のホームページを参照してください。

林野庁 HP

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

5 対象とする事業

次の全ての事項に該当する遊びやアクティビティを提供する事業を対象とします。

(1) 当該資産に樹生する市木・クロマツ等の自然資源を活用するもの

(2) 幼児から大人までを利用対象とするもの

(3) 周辺施設等との親和性が高いもの

(4) 吹上エリアの関係人口の創出拠点となるもので、次のいずれにも該当するもの

ア 幼稚園、保育園及び小中学校等の団体貸切の利用が可能なもの

イ 企業の新人研修等教育プログラム等に使用できるもの

6 事業実施までの流れ

(1) 参加意思の表明

参加意思がある事業者等について募集を行います。

(2) 質問及び現地見学

事業者等から希望があった場合のみ質問の受付及び現地見学を実施します。

(3) 参加資格の審査

参加意思の表明に基づき、参加資格があるか審査し、その結果を通知します。

(4) 企画提案書の受付

参加資格があると認めた事業者について企画提案書を受け付けます。

(5) 事業者等によるプレゼンテーション及び審査

企画提案書を提出した事業者等（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、最も優秀な提案を行った提案者を決定し、その結果を通知します。

(6) 事業化に向けた協議

提案者と事業実施に当たり考慮すべき条件等について協議します。協議が成立しなかった場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがあります。

(7) 協定書及び契約手続

協議が成立した場合は、事業化を決定し、市と協定書及び契約（随意契約）を締結します。

7 スケジュール（予定）

提案の募集及び審査等は、次の日程で行います。

企画提案書公募期間	令和6年3月8日（金）から5月8日（水）まで （質疑・現地見学申込み 4月8日（月）まで）
参加表明締切り	4月8日（月）
参加資格審査結果通知	4月12日（金）
質疑回答	4月12日（金）
企画提案書締切り	5月8日（水）
企画提案書・プレゼンテーション審査	5月10日（金）
審査結果通知	5月10日（金）
協定及び契約締結	5月13日（月）

8 提案者の資格要件等

提案者は、事業の実施主体となる意向を有するとともに、企画・設計・資金調達・施工・管理運営等を行う能力を有し、確実に履行できる法人又は当該法人を代表者とした

事業グループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、提案者として認めません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中の者
- (2) 法人等の役員に破産者若しくは法律行為を行う能力を有しない者又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる場合
- (3) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる場合
- (4) 日置市税に滞納がある者
- (5) 他自治体で当該事業における契約（設計・施工・運営等の一括業務）の履行実績がない者
- (6) (5)に係る実績について契約解除等の不履行がある者
- (7) その他実施主体として適当でないと市長が認める者

9 提出書類等

(1) 提出書類

ア 質問書（様式1）（必要時）

イ 現地見学申込書（様式2）（必要時）

ウ 参加表明

(ア) 参加申出書（様式3）

(イ) グループ構成届（様式4）

(ウ) 会社概要書（様式5）

(エ) 法人登記簿謄本 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）

(オ) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内）

(カ) 財務諸表等経営状況等が分かる書類（直近3年度分）

(キ) 滞納のない証明書（本市に納税義務がない場合は提出不要）

(ク) 他自治体での事業実績等が分かる書類（収支状況直近2年度分等）

エ 企画提案書

(ア) 企画提案書提出届（様式6）

(イ) 企画提案書（任意様式）

<必須記載項目>

- ・提案者名
- ・事業内容（「5対象とする事業」への取組方法）
- ・事業スケジュール
- ・貸付希望価格
- ・収支計画

オ 辞退届（様式7）（企画提案書提出から協定締結までに提案を辞退したい場合のみに限る。）

(2) 提出方法

ア 上記(1)ア及びイ 電子メール

イ 上記(1)ウ及びエ 持参又は郵送（郵送の場合は締切日必着）

いずれも「11 提出先及び問合せ先」に記載の場所に提出してください。

ウ 上記(1)オ 持参又は郵送

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の返却はいたしません。提案者が実施主体となった場合は、提出書類の著作権は市に帰属するものとします。

イ 提出書類は審査のために複製を作成することがあります。

ウ 日置市情報公開条例（平成 17 年条例第 15 号）に基づく開示請求等により一部又は全部を公開することがあります。

エ 提案者は、提出書類が第三者の有する特許等を侵害するものでないことを市に対して保証することとします。提出書類が第三者の特許権等を侵害し生じた責任は、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

10 提案等に関する留意事項

(1) 当該提案への参加に要する交通費、資料作成費及び通信費等費用の全ては提案者の負担とします。

(2) 1 事業者につき 1 つの提案のみを行うことができます。

(3) 本市と協議中に事業関係者等との調整がつかない等、事業の実現が困難となった場合は契約の締結は行いません。

(4) 審査結果に関する不服申立ては受け付けません。

11 提出先及び問合せ先

〒899-2501 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1960 番地 1

日置市産業建設部農林水産課林務水産係 担当 今村・堂免

（持参する場合）午前 8 時 30 から午後 5 時まで（土日祝日を除く。）

メール：rinmu@city.hioki.lg.jp